

## LP ガス業界の商慣行見直しに向けた取組み宣言

2024年6月25日

この度、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）の改正省令が公布されました。当社は、以下のとおり改正省令を遵守し、改正の趣旨である LP ガス業界の商慣行見直しに率先して取り組んでまいります。

- 
- ▶ 設備の無償貸与などの過大な営業行為を行いません。
  - ▶ LP ガス事業者への切替を制限する契約の締結を行いません。
  - ▶ LP ガス料金は「基本料金」「従量料金」「設備料金」からなる三部料金制へと移行し、ガスの消費にかかる設備費用を LP ガス料金に計上する場合は、「設備料金」として表示します。  
※システムの改修が完了次第、速やかに移行します
  - ▶ LP ガス消費と関係ない設備の費用は、LP ガス料金に計上しません。
  - ▶ 賃貸住宅においては、ガスの消費にかかる設備費用を含む一切の設備費用を、ガスをご使用いただくお客様の LP ガス料金に計上しません。  
※個別にリース契約などを締結する場合は除きます
  - ▶ 当社ガス供給物件へのご入居を希望されるお客様に対し、不動産会社様、不動産管理会社様などと連携し、事前に当該物件のガス料金を提示するよう努めます。また、入居希望者様から直接当社にお問い合わせをいただいた場合は、速やかに当該物件のガス料金を提示します。
  - ▶ 社内講習会の実施により、改正省令の内容を含む関係法令の理解を深めるとともに、適切な管理監督体制のもと、定期的な社内査察を実施し、上記事項の遵守に努めてまいります。



代表取締役社長 小山 征弘